

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和4年度第3回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和4年6月10日(金) 午前10時～正午
開 催 場 所	市役所301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、小川委員、乃一委員、原田委員、比留間委員、森林委員、山田委員 欠 席 者：内野委員、加園委員 事 務 局：文書法制課長、文書法制課係長(法務係)、文書法制課主任(法務係)
報 告 事 項	—
議 題	(1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて (2) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 諮問書の項目1(条例要配慮個人情報)については、武蔵村山市として地方から国への働きかけ(独自の規制を加えることについて)を行う意思があるのか、また、東京都や国がそれをどのように扱うのかを確認した上で更に審議し、決定する。 項目2(個人情報ファイル簿)については、法で義務付けられた範囲の個人情報ファイル簿を作成し、保有個人情報目録は廃止するのが適切である旨意見することとする。 項目3(開示決定期限の特例)については、現行の開示決定等の期限を引き継ぐのが適切である旨意見することとする。 その他の項目については、引き続き審議する。 (2) 議題なし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、●=事務局等)	○ それでは、ただ今から、令和4年度第3回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。 本審議会の会議につきましては、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を原則として審議を進めております。 本日の会議につきましては、会議開会前に文書法制課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断いたしましたので、公開により開催いたします。 議題 (1) 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて ○ 議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」を議題とし、事務局に説明を求めます。 ● それでは、議題(1)「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて」御説明させていただきます。 なお、当該議題は、複数回に分けて御審議をお願いするものとして、令和4年度第2回会議で諮問させていただいたものでございます。 内容の説明に入る前に、審議の流れについてお願いしたい事項がございますので、前回会議後に郵送いたしました諮問書の2を御覧ください。諮問事項について答申をいただく前の段階ではありますが、事務局

では、この後、各部署に対して、諮問書2に記載されております「個人情報ファイル簿」の作成を依頼することを予定しています。その理由としましては、個人情報ファイル簿は、令和4年度中に作成及び公開しなければならないところ、前回の会議でも触れさせていただいたとおり、その数は、現行制度において運用されている保有個人情報目録に登録された事務数である627件を超える可能性があり、各部署における作成事務及び文書法制課における確認事務に、相当の期間を要することとなると予想されるためです。

そのため、委員の皆様には、答申前に事務を進めさせていただくことについて御了承いただくとともに、本日、個人情報ファイル簿について優先的に御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。また、個人情報ファイル簿には、条例要配慮個人情報の有無を記載することとされていることから、条例要配慮個人情報につきましても、併せて本日、御審議くださるようお願いいたします。

また、本議題に関して、事前に委員から御質問・御意見等をいただいております。具体的な項目の審議の前に共有しておいた方がよいと思われる内容ですので、ここで御説明させていただきます。

まず、1点目として、審議会の役割は個人情報保護制度の運営に係る意見を述べることであるから、答申書には、諮問書個別の審議事項に対する意見のみならず、法改正後の個人情報保護制度の運営に係る総括的な意見を記載する形にしてほしいとのことでございました。

このことにつきましては、答申書中に記載し、皆様に答申案を御審議いただくことになると考えております。

次に、2点目として、審議会の意見を反映した条例案を、市が条例、規則及び訓令の制定、改正、廃止、法令の解釈等に関する重要事項を適正に処理するための審査を行う組織である例規文書審査会に諮ることとなると思うが、そこで反対意見が出た場合の対応について教えてほしいとのことでございました。

このことにつきましては、例規文書審査会での意見の内容にもよりますが、意見の内容を吟味し、意見が答申の根幹に触れるものであるときは、必要に応じて、再度審議会で御審議いただく可能性もあると考えております。

続いて、3点目として、審議会からの答申後に市側で策定した条例案を示してほしいとのことでございました。

このことにつきましては、8月の中間答申後に条例の骨子をパブリックコメントにかける前段階、骨子をもとに条文形式にした上で例規文書審査会に諮る段階、例規文書審査会での審査を経て議会に提案する段階など、可能な限り皆様への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目として、国はどのような思いで今回の法改正を実施したのかを説明してほしいとのことでございました。

このことにつきましては、国の資料によれば、自治体ごとに制度の運営方法が異なる問題（いわゆる2千個問題）の是正や、民間事業者等との運用の違いを是正することで、データ利活用を推進することなどが挙げられております。

また、大きな制度改正ですが、反対する自治体はなかったのかという御質問がございましたが、地方自治体や弁護士会からは反対の声があり、全国知事会、全国市長会などから国に対し対話の継続を要望しておりました。また、法律公布後も、各方面から意見が出されている状況で

ございます。

今後も委員の皆様から御意見等をいただいた場合には、対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、具体的な諮問事項の説明に入らせていただきます。

諮問書につきましては前回説明させていただきましたが、本日以後の審議に資するよう、資料1として「個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市の個人情報保護制度の見直しについて（諮問） 根拠・対応案・検討結果等」の表を、資料2として「個人情報目録と個人情報ファイル簿について」の説明文書をそれぞれ作成しましたので、まず、資料1を御覧ください。

表の構成としましては、左から諮問事項の項目／説明、法の根拠条項、ガイドライン又はQ&Aの掲載箇所、国の考え方、市対応案、当該事項についての比較・コメント、他市等の状況について記載しております。

諮問事項の項目1に入る前に、今後の予定でございますが、本日と次回7月の2回で条例の規定項目の審議を行い、8月の会議で中間答申案の確認を予定しております。

諮問項目は、諮問書及び資料1のとおり、6項目に加え、その他として3項目挙げさせていただいておりますので、本日は時間との兼ね合いもございますが、4から5項目程度までは御審議いただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

まず、項目1「条例要配慮個人情報を条例で定める必要性について」でございます。

条例要配慮個人情報についての記載が、お配りしたガイドラインの16ページにありますので御覧ください。下から5行目に、「条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない」との記述がございます。また、ページ中ほどには、条例要配慮個人情報を規定した場合の個人情報ファイル簿への記載の必要性や、漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告義務が記載されております。

他市等の状況でございますが、本市が加入する情報公開等連絡会で先日確認したところ、本市を含み検討中の市も数市あるものの、オブザーバーとして参加する東京都を含め、ほぼ全ての市で条例要配慮個人情報を定めない方向で検討が進められております。

市の考え方といたしましては、条例要配慮個人情報を定めたとしても、法の規律を超えて市による取得制限や外部提供等に関する固有のルールを付加したり、市内の民間の個人情報取扱事業者等の取扱いにおける固有のルールを設けることが許容されない中では、条例要配慮個人情報を定めることの実利や実効性が乏しいと考えております。説明は以上です。

【主な意見等】

- 資料に記載されている「委員会」とは、国の機関という理解でよろしいでしょうか。また、今後の個人情報保護制度に関する考え方は、その機関が決定するということによろしいでしょうか。
- 委員会とは、個人情報の保護に関する改正後の法律第130条の規定

により設置された内閣総理大臣の所轄に属する「個人情報保護委員会」を指します。制度の考え方についても、お見込みのとおりです。

○ 情報公開等連絡会というのは、多摩26市で構成されるのでしょうか。当該会議で質問をして回答を得たとのことですが、制度改正に関する事項を取り扱う専門の会議等があるということでしょうか

● 未加入の4市を除く22市に加え、オブザーバーとして東京都が参加しております。法改正に伴う条例制定に関する会議ということであれば、ありません。

なお、情報公開等連絡会の設置の趣旨は、情報公開制度や個人情報保護制度の運用において生じた疑問等を話し合い、情報共有するというものです。その上で、直近では、個人情報保護法改正に伴い、どのような条例を制定するのかという点が各市共通の課題となっていることから、当市を含め、各市が質問をしています。

○ 法の趣旨で許容されないとされた事項については、それを根拠として審議をすることなく条例では規定しないこととするのか、それでも現行制度を踏襲するのかという課題があると思いますが、この点については、各自治体が独自に判断するのでしょうか。

● 条例を制定した旨及びその内容につきましては、個人情報保護委員会に届け出ることとされています。仮に、武蔵村山市が条例要配慮個人情報を定めたとして、そこに独自の規制（法の趣旨で許容されないもの）を加えた場合、個人情報保護委員会から指摘を受けることが予想されます。法律の解釈及び運用につきましては、国が統制しますので、自治体独自の規制を加えることはできません。

したがって、事務局では、条例要配慮個人情報に係る実質的な規制がない現状では、それに当たる記述等を条例で定めたとしても、実益が乏しいと考えております。

○ 個人情報を保有する場合の原則として、利用目的等に係る規定があると思いますが、そういったものに関係した規制を設けることはできないのでしょうか。

● 個人情報保護法では、行政機関等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならないと規定されています。当該規定の存在により、国は、自治体が独自の規制を設ける余地はないと考えているようです。

○ 単に条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めることを認めるだけで、自治体独自の規制を加えることが認められないのであれば、国は、何のために条例要配慮個人情報の制度を作ったのでしょうか。

国の指示に従わなかった場合、何か罰則等があるのでしょうか。

● 不明です。罰則はありませんが、国からの指導が入ると予想されま

す。

○ 個人情報保護制度は国の制度となるのでしょうか。自治体に委任されているのではないのでしょうか。通常、地域ごとの事情を考慮し、運用については各自治体に任せるものと思いますが、今回の議題にはそういったものが見受けられないように思います。

● 現在、個人情報保護制度につきましては、各自治体が独自に運用を定めていますが、改正法施行後は、国が定めたルールに従うこととなります。先の説明でも触れましたが、全国知事会、全国市長会等から、国と地方との対話の場を設けるよう申出をしていたところですが、結果的に、必ずしも地方の意見が法律案に十分反映されたとはいえない状況の中で法律が可決されることとなりました。

○ 独自の規制が認められない場合、例えば、DV等の事実やその相談記

録については、どのように扱われることとなるのでしょうか。

- 関係課や児童相談所等の関係団体と連携すべき場合が想定されますが、法の規定に従って個人情報を取り扱うこととなります。
- ガイドライン15ページから16ページまでに列挙された要配慮個人情報に、条例要配慮個人情報に当たる記述等を加えることはできますが、その場合、要配慮個人情報の規制に抵触し、条例要配慮個人情報について独自の規制を加えたこととなるので、定めない方がよいということでしょうか。
- 条例要配慮個人情報は、要配慮個人情報の一部ではなく別のものです。要配慮個人情報とは、ガイドライン15ページから16ページまでに列挙された記述等を含む個人情報を指し、条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関等が条例で定める記述等を含む個人情報を指します。したがって、条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めたとしても、それに要配慮個人情報に係る制限は適用されません。
それぞれに係る制限については、要配慮個人情報の場合、個人情報取扱事業者に対して取得、提供等の制限がかかり、条例要配慮個人情報の場合、行政機関等が、後で御審議いただく個人情報ファイル簿を作成する際にその有無を記載しなければならない等の制限がかかります。条例要配慮個人情報には、要配慮個人情報のような取得・提供等に係る制限はなく、独自の制限を加えることもできません。
- 個人情報の保護に関して、法律で補いきれない部分があるのではないかと危機感を感じています。
- 市として、個人情報保護を重視する姿勢を見せる必要があるのではないかと考えます。
- 今後、地方自治体から国に声を上げて制度を変えていくことができるのでしょうか。
- 改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以後、実際に制度を運用していくに当たり、国と地方自治体との対話の機会が増えることとなると思います。その中で、都道府県を通して地方自治体から国に働きかけ、法改正等を促すという事はあり得ると考えます。
- こういった部分で自治体独自の規制が認められないのであれば、後の審議事項となっている開示等の期限等の部分で武蔵村山市としての個人情報保護の姿勢を見せる必要があると思います。
- 条例要配慮個人情報に当たる記述等を定めることはできても、それに係る規制を定めることができないというのは、やはりおかしいと思います。ただ、現状では、法の趣旨に則った条例を制定した上で、様子を見つつ国に働きかけていくしかないと思います。
- 要配慮個人情報は個人情報の一部だという理解でよろしいでしょうか。センシティブ情報は、条例で定めなければ保護されないということなのでしょうか。
各種相談の記録といったものは、要配慮個人情報に当たる記述等には含まれていませんが、現場の職員がそういった情報を慎重に取り扱うべきものと認識できているのか、軽く扱われてしまうのではないかと懸念しています。
また、市が、そういった個人情報の取扱いについて配慮しているという姿勢を見せ、市民に個人情報保護を啓発していく必要があると思います。
- 大きなくくりとして個人情報があり、その中で、取扱いについて特に配慮が必要なものが要配慮個人情報とされています。したがって、条例で定めなければ保護されないというわけではありません。

御懸念の点につきましては、個人情報の取扱いについて遺漏がないよう周知・説明をしていく必要があると考えています。

なお、他自治体も、現時点では、条例要配慮個人情報については検討中のようなようです。ある程度の期間が経過し、例えば中間答申の時点で他自治体等に何か動きがあれば、それに合わせて今回の結論を修正することも可能です。

- 統一的な運用が必要というのは理解できますが、説明を聴く限り、現状では、個人情報保護審議会が意見を述べても、それが受け入れられることはないように感じます。今後、武蔵村山市が、他の自治体と連携して国に意見していくことができるのかを確認していただきたい。
- 法律では、違反に対する罰則は定められているのでしょうか。
- 例えば、職員が、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した等の場合、個人情報保護法の規定により罰せられます。
- パブリックコメントを実施するとのことですが、スケジュールはどのように考えているのでしょうか。仮に反対意見が出た場合、答申をやり直すこととなるのでしょうか。
- 8月上旬に中間答申をいただき、その後、1か月程度パブリックコメントを実施する予定です。意見公募の結果につきましては、審議会にフィードバックし、その上で最終答申をいただくこととなります。

なお、当初は、条文形式で意見公募を行う予定でしたが、他市の考え等も踏まえ、現時点では、骨子形式で意見公募を行うことを考えています。

続きまして、諮問書の項目2「法定の個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成・公表を条例で定める必要性について」御説明いたします。

まず、資料2を御覧ください。1の表には、現行の保有個人情報目録と改正法による個人情報ファイル簿の位置付け、趣旨・目的、記載事項、登録・作成の単位を記載しております。まず、記載事項でございますが、保有個人情報目録にはない項目を加え、個人情報ファイル簿を新たに整備する必要があります。こうした作業が新たに全庁的に発生することとなります。続きまして、登録・作成の単位ですが、保有個人情報目録は業務を単位として作成されており、令和4年4月30日現在で627件の登録がございます。一方、個人情報ファイル簿でございますが、ある資料によれば、人口約6万人規模の市で、3,800件程度の個人情報ファイルが存在することが想定されるとしています。

本市では、これまで個人情報ファイルという考え方が採用されていなかった関係上、3,800件程度と想定される個人情報ファイルのうち、本人の数が政令で定める数(1,000人)以上となるものが何件となるのかを抽出する作業を今後実施していくこととなります。よって、作成すべき個人情報ファイル簿の数につきましては、現時点で把握できておりません。

表の下には、個人情報ファイル簿とその他の帳簿のイメージの図がございます。

左の個人情報ファイル簿の例では、「A事務、B事務、C事務で利用される個人情報ファイル」というように個人情報ファイルを単位として作成するのに対し、右の個人情報事務取扱簿の例では、「A事務、B事務、C事務」というように事務を単位として作成する形になります。本市では現在、右の形式の保有個人情報目録を作成しており、来年度から

は左の形式の個人情報ファイル簿を作成することとなります。

2の表でございますが、一番左の枠「選択肢」で、個人情報目録を存続し、個人情報ファイル簿と併存させるパターン、個人情報目録は廃止し、個人情報ファイル簿のみとするパターン、個人情報目録は廃止し、個人情報ファイル簿のみとするが、個人情報ファイル簿は法定の対象外も作成・公表するパターンの3つに分け、考えられるメリット・デメリットを記載しております。

Q&A 9ページのQ4-2-1を御覧ください。本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することは可能か、という問いに対し、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合、例えば、非常に特殊な難病に罹患している患者リストで患者数が少ないため、ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別され得ることが考えられますが、こうした場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません、と回答されております。

他市等の状況でございますが、連絡会では、ほぼ全ての市が対応未定と聞いております。情報が少ない中ではございますが、ホームページで確認したところ、パブリックコメント実施中の平塚市など、本市の保有個人情報目録に相当する個人情報取扱事務登録簿を廃止することを予定するケースはございます。説明は以上です。

【主な意見等】

- 資料1には、「個人情報ファイル簿とは別の帳簿の作成・公表を条例で定める必要はないと考えている」とありますが、これについて説明をお願いします。
- 現行制度では、保有個人情報目録という業務を単位とした帳簿を作成しています。一方、令和5年4月1日以降は、個人情報ファイル簿の作成が義務付けられることとなります。
保有個人情報目録と個人情報ファイル簿とは、おおよそ同様の目的で作成されるものであることから、保有個人情報目録を継続して整備する必要はないと考えています。
- ガイドラインからは、作成・公表が義務付けられた個人情報ファイル簿以外に、別の帳簿を重複して作成してもよいと読み取れますが、そういう理解でよろしいでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- 個人情報ファイル簿のみとなった場合でも、現行制度において整備している保有個人情報目録の目的は達成できるのでしょうか。
- 資料2の2ページ「記載事項」を御覧ください。記載事項につきましては保有個人情報目録より個人情報ファイル簿の方が多く、目的はおおよそ同様ですので、達成できると考えています。
- 個人情報ファイル簿を作成する場合の経費等はどうなるのでしょうか。
- 現行制度では、個人情報ファイルに着目していませんでしたので、こういった個人情報ファイルが、どの程度存在するのかを全庁的に調査することとなります。
なお、参考として、人口6万人程度の自治体で3,800件程度の個人情報ファイルが存在するという試算がされた資料があります。
- 保有個人情報目録は市政情報コーナーに設置されているのでしょうか。

か。また、されている場合、どの程度市民に見られているのでしょうか。

- 資料2の2「個人情報目録の存廃に係り、考えられるメリット・デメリット」の一番上中央「メリット」の枠を御覧ください。

現行制度において、保有個人情報目録から自分の個人情報が保有されていると想定される事務を検索して個人情報の開示請求に至った例は確認されておらず、直接、事務の所管部署や書類の予想を立てて請求する場合がほとんどとなっています。

- 他自治体の状況はどうなっているのでしょうか。
- 各自治体とも検討中のため、個人情報ファイル簿とは別の帳簿を作成する自治体が大勢となるのか、あるいは逆となるのかについて、現時点では把握できておりません。
- 個人情報ファイル簿を作成すれば、そこから個人情報を検索できるので、保有個人情報目録は必要ないということでしょうか。
個人情報ファイル簿から芋づる式に個人情報を検索できるというものではないのでしょうか。
- まず、個人情報ファイルとは、個人情報が含まれるデータベースをいい、個人情報ファイル簿とは、そのデータベースに含まれる個人情報の項目を書き出したものをいいます。
個人情報ファイル簿には項目が記載されているだけで、情報そのものが含まれるわけではないので、御質問のようなことは不可能です。
- 個人情報ファイルは、各個人に1つずつあるのでしょうか。
- 個人情報の集合体です。例えば、「住民基本台帳」というファイルがあると仮定した場合、ファイルとしては1つですが、その中には約72,000人の個人情報が含まれるといったことが考えられます。
- 個人情報ファイルと個人情報ファイル簿との違いは何でしょうか。
- 個人情報ファイルの中にどのような情報が含まれるのかを示したものが個人情報ファイル簿です。
- 具体的に、個人情報ファイルはどういった単位で存在し、数えることとなるのでしょうか。
- 例えば、住民基本台帳事務で使用するシステムに10のデータベースが存在する場合、そのデータベースを単位として個人情報ファイルを数えることとなります。個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル1つにつき1つ作成することとなりますので、この場合は10のファイル簿が作成されます。
- 業務単位だと627件存在するものが個人情報ファイル単位になると数倍になるということは、既存の業務以外の部分で個人情報ファイルが存在するというのでしょうか。
- 資料2の2ページの図で示したような捉え方の変更によるもので、新たに個人情報ファイルが生じるというわけではありません。各事務で保有する個人情報ファイルが複数あった場合でも、これまでは事務単位で数えていましたが、令和5年4月1日以降は、個人情報ファイル単位で数えることとなります。
- 資料2の図を見ると、減るように見えます。
- 資料2の図は、考え方を簡単に示したものです。これまで、武蔵村山市では、個人情報ファイルという捉え方をしていませんでしたので、数えてみなければ具体的な数は分かりませんが、人口6万人の自治体で3,800件程度の個人情報ファイルが見込まれるという想定があることから、それを参考として考えています。
したがって、御指摘のとおり減る可能性もあります。

- 具体的な例があると助かります。個人情報ファイルという大きなデータベースから抜き出してくるので、少なくなる可能性があるということでしょうか。
 - 例えば、職員の入庁日を記録した名簿があるとします。それが1つのファイルとなりますが、その他に研修記録、有給休暇の取得状況等を記録した名簿が別にある場合、職員の氏名といった同じ情報が含まれていても、別のファイルとして数えることとなります。
 - システムを全て入れ替えることとなるのでしょうか。
 - これまで把握していなかった「各事務において、どのような個人情報ファイルが存在するのか」を把握しようというもので、システムの入替え等はありません。
 - 保有個人情報目録を継続した場合、職員の負担が大きく、市民も個人情報ファイル簿と保有個人情報目録のどちらを見ればよいのか混乱するおそれがあります。個人情報ファイル簿の作成・公表が義務付けられている以上、保有個人情報目録を廃止する方がよいと思います。
 - 個人情報ファイル簿は共有されるということでしょうか。
 - 市政情報コーナーや市公式ホームページで公表することとはなりますが、先程御説明しましたとおり、個人情報ファイル簿には、個人情報そのものではなく個人情報の項目が記載されるため、そこから個人情報を検索することはできず、各課でデータベースを共有するというものでもありません。
 - 個人情報ファイル簿に移行することで、データへのアクセスのしやすさやセキュリティ面で問題が生じるということはないと考えてよろしいでしょうか。
 - お見込みのとおりです。
 - 1,000人未満の部分の作成に関して、事務局に考えはあるのでしょうか。
 - ひとまず法で義務付けられたもののみ作成し、その後、市民の反応等を見て検討することとしたいと考えています。
 - 人数が少ない個人情報ファイル簿を作成した場合、Q&Aにあったように個人が特定されるおそれがあるのでしょうか。
 - 人数が極端に少ない個人情報ファイル簿を作成した場合、その属性に当てはまる者を特定することが可能となることもあり得ます。
 - 1,000人という基準には、何か理由があるのでしょうか。
 - 政令で定められたものです。その基準に関して、国からは特に説明されていません。
 - 極端に人口が少ない村などでは、個人情報ファイル簿を作成する必要がない場合もあるのでしょうか。
 - あり得ると思います。なお、その場合でも、個人情報ファイル簿の作成が不要なだけで、個人情報ファイル自体は存在します。
- 続きまして、諮問書の項目3「改正法が規定する開示決定等の期限の特例を条例で定める必要性について」ですが、意見はありますか。

【主な意見等】

- 前回会議でも事務局案に賛成する意見が出ましたし、武蔵村山市における現行の運用を継続することは市民の利益になると思いますので、事務局の案のとおりでよいと思います。

